

緊急時・BCP（感染症及び災害時）対応マニュアル

放課後等デイサービス KATATSUMURI（特定非営利活動法人 musica）

事故発生時及緊急時対応マニュアル

スタッフは安全安心なサービス提供を心がけるとともに、事故発生時ならびに緊急時には適切な処置と調整、報告を行うことができるよう、このマニュアルを作成する。また、可能な限りその防止に努めるために、スタッフ間で積極的に気づいた点を伝え合い、連携して対応できるよう備える。

○状況判断と対応の実施

- ・利用者の安全を第一に考える。
- ・事故により現場対応職員も混乱状態にある可能性も十分に考えられるため、複雑な対応策が必要となる場合には、単独での判断は極力避け、児童発達管理責任者以下、管理者、事務職員等、連絡可能なスタッフと相談をし、判断・対応を行うように心がける。

○安心安全の確保

- ・スタッフは当マニュアルに従って、安全なサービス提供を心がける。
- ・サービス提供の際、通常と違うと気づいた点があった場合、スタッフ間で積極的に伝え合い、互いに連携して対処できるよう備える。
- ・室内の危険と思われる箇所には、必要に応じて随時確認と補修、増設を行う。

○事故発生の予防

利用者の活動を不正に制限することなく、自己発生の予防をする。

- ・情報収集（個人の生活状況・行動・健康状態・日々の記録など）
〈個人の生活状況については相談支援どれみより情報提供があり、また、保護者との面談、学校との面談によって状況を把握する。〉
〈行動・毎日の検温・健康状態・日々の記録については、連絡ノートや写真・動画で保護者に知らせる。〉
 - ・支援者間の情報共有と調整
 - ・自己（支援者）の健康管理
- ★ヒヤリハットの確認をし、支援者が留意すべき点の共有（ヒヤリハットの際に記入すべき事柄を確認し合う）

事故として次のようなものを挙げる。

- ・けが（パニックによる自傷や他害、クッキングの際のけが、その他の理由による障害等）
- ・病気（発作的症状等）
- ・失踪 ・防犯

利用者の1名が緊急状態になった場合には、次のことが予想される

- ・ 緊急対応による職員の減少
- ・ 集団対応・個別対応の困難化
- ・ 異常な状態による二次的な事故や心理的不安定の誘発

上記の点をふまえ、現場スタッフのみでの対応が困難だと感じた場合は、事務所待機職員や自宅待機職員等への対応要請を検討し、可能ならば対応の依頼をする。状況に応じてプログラム並びに送迎の実施・遅延・変更等を検討し、必要であれば現場責任者の確認のもと、保護者に連絡を行う。また、場合によっては保護者による利用者のお迎えを依頼する。

○情報の収集と整理

事故発生時及び緊急時、協力医療機関等への情報提供が円滑に行われるよう、適切な情報収集と整理を行っておくこととする。

個人情報に関しては保護者にあらかじめ同意を得るものとする。

- 1, 氏名・住所・緊急連絡先・家族構成（氏名、電話番号は鍵付きロッカーの裏側に貼付）
- 2, 病歴・既往歴・服薬や処置・その他の医療的情報について
- 3, 日常生活情報・及び支援の概要について
- 4, その他、医療提供上必要と思われる事項について

○連絡時に明確にしておくこと（発生時の情報）

発生・発見日時

場所（どこで）

どのような状態か（症状の概要・意識状態・呼吸・出血等）

今どのような対応をしているか（処置）

今、またはこれから何が必要か

そのためには、どう対応するか

○ケガ・発作・病気の場合

- ・ 応急処置
- ・ 通院の判定 生命に関わると判断した場合は救急車を要請し、保護者にも早急に連絡する。
生命の危険はないが通院が必要だと判断した場合は、保護者に連絡を取り確認をとる。（基本は事業所対応とするが、状況によってはご家族による対応もありうる）

・パニック、精神的な苛立ち等による自傷・他害・奇声について
クールダウンをさせるため別室へ連れていき、落ち着かせ、ケガがないかを確認する。

★判断が困難な場合は、ご家族や管理者に相談し、指示を仰ぐ。

また、応急処置と並行して、前後の様子、顔色、脈拍等、観察の記録に努める。

特に頭部の打撲の場合は、安静を促し、外傷ならびに意識レベル等についても注意して観察を行うこと。

意識障害等の症状が出なかった場合でも、保護者への報告は必ず行うものとする。

○失踪

・住所を見失った時刻と場所の確認。可能であれば記録

・可能な限り早急に管理者、責任者等への連絡

・初期操作 事故発生から30分とする。

また、外出時等、当該利用者以外の安全確保が現場スタッフのみで困難な場合、近くに居合わせた人や店舗、民間等、地域に協力を求める。

・初期捜索で発見できなかった場合は、警察に連絡し、保護照会を依頼する。

・保護照会后、管理者へ報告、ならびに保護者に連絡し、保護されていない場合は捜索願の届け出を保護者に依頼する。

★警察署への伝達に準備しておく内容

※は、利用者個別ファイル（事務所に保管）を参照

◎は、当日事項

名張警察署 TEL 0595-62-0110

・「保護者照会の依頼」という要件

・当方の事業所名

・連絡者の氏名、役職

・利用者氏名、年齢

・◎身体的特徴・服装

・※コミュニケーション能力の状態

・◎失踪確認時刻、場所

・※顔写真（FAXでの送信が必要）

・※保護者氏名、連絡先等

防犯マニュアル

○子どもたちを安全な場所に避難させ「110」に連絡する。

- ① 玄関から侵入⇒利用者入口から隣の会社に避難
- ② 利用者入口から侵入⇒玄関から避難

利用者が少ない場合は、トイレ等施錠できるところで警察の到着を待つ。

送迎時の安心安全確保

- ・送迎時のスタッフの健康状態を確認する。
- ・学校入校時及び学校近隣待機中の注意としては、学校及び学校近隣へ迷惑が掛からないよう配慮し校内の乗入れの際は最徐行を厳守する。
- ・児童は思わぬ動きをすることを自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する。
- ・利用者乗降時は、利用者の担任、又は学校よりその日の様子を確認する。（体調、心理的不安要素）
- ・利用者によるドアの開閉はしない、させないを徹底する。（指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止）
- ・車内を利用者だけで放置しない。（飛び出し、トラブル発生の危険性認識）
- ・運転の心構え（利用者の生命を預かって運転していることへの責任自覚）
- ・法定速度及び交通法規の厳守
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止（転倒、転落事故につながる）
- ・運転手の携帯電話操作
- ・利用者による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う。

★事故発生時の対応

- ① 可能であれば安全な場所に車を移動
- ② 運転手は児童の状態を把握し、相手側の状態を把握する
- ③ 119番及び110番通報
- ④ 救命措置が必要な場合は即座に行く
- ⑤ 事業所へ状況報告
- ⑥ 事業所は必要な措置を講ずる
- ⑦ 家庭及び関係機関への連絡

※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる。

○事故発生に関しての連絡時にかかる注意事項

- ・緊急時対応時には異常事態の解消を急務とし、伝達と相談は簡潔に行うこととする。
- ・外部への連絡ならびに報告は、基本的に児童発達管理責任者または管理者が行うが、状況に応じては児童発達管理責任者または管理者に依頼を受けた者が行う。それが不可能な場合には可能なものが対応する。
- ・外部への連絡を依頼された者は、伝聞や見込みによる発言によつての混乱を防止するために、状態（例：発生時刻・内容としての転倒による骨折、顔面蒼白や腹部の痛みの訴え、失踪等）の報告と具体的な対応方法の連絡に努める。
- ・保護者及び関係機関等への事故状況や事故対応策の詳細報告は、追って児童発達支援管理責任者または管理者が行う。

障がい児虐待防止マニュアル

★養護者による虐待

- ・障がい者（児）の生活を擁護する保護者・親族・同居人等による虐待

★障がい者福祉施設従事者等による虐待

- ・障がい者（児）が利用する福祉施設・福祉サービス等の従業員等による虐待

★使用者による虐待

・障がい者を雇用する者等（事業者）による虐待

虐待に値する行為とは

★身体的虐待

障がい者(児)身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい児の身体を拘束すること。

★放棄・放置

障がい者（児）を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置等により養護を著しく怠ること。

★心理的虐待

障がい者（児）に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

★性的虐待

障がい者（児）にわいせつな行為をすること又は、障がい者（児）にわいせつな行為をさせること。

★経済的虐待

障がい者（児）の財産を不当に処分する事、その他障がい者（児）から不当に財産上の利益を得ること。

※セルフネグレクトは障がい者虐待防止法に明確な規定はないが、支援が必要な状態である可能性がある。

- ・ つねる、平手打ちする、殴る、蹴る、壁にたたきつける等の行為で打撲させる。
- ・ たばこを押し付ける等の行為で火傷をさせる。

☆職員の人権意識の向上

- ・ 職員が自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることから掲示物を事業所の見やすい場所に掲示し、職員の自覚・自省をを促す。
- ・ 倫理綱領(人間の生命、人としての尊厳及び権利を尊重すること)、行動規範等を定め、職員に周知徹底する。
- ・ 普段から研修などを通じて職員の人権意識を高める。

☆職員の知識や技術の向上

- ・ 研修などを通して職員の知識や技術、特に行動障がいなどの特別な支援を必要とする障がい児の支援に関する知識や技術の向上を図る。
- ・ 個々の障がい児の状況に応じた個別支援計画を作成し、適切な支援を行う。
- ・ 職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境を整備する。

☆やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合の注意事項

3つの基準（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合のみ、対応を行うこととする。

☆隔離等の行動制限を行った場合の記録

- ① 行動の制限を必要と認めた職員の氏名
- ③ 職員が必要と認めて行った行動制限の内容
- ④ 行動の制限を開始した年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
- ⑤ 当該行動の制限を行った時の状況・やむを得ず身体拘束を行う時には身体拘束の解消に向けた統一的な取り組み方針決定していくために、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要がある。

地震・災害発生時対応マニュアル

防災・非常災害時

- ① 避難誘導⇒安全な場所に避難する
- ② 利用者の怪我等、状況確認と人数確認
- ③ 安全確保（怪我の応急処置等を行う）
- ④ 保護者への連絡（緊急連絡先）利用者に関する機関すべてに
- ⑤ 保護者引き渡し時までの安全確保

★分担を決めておく 渡辺より各先生方へ連絡

★連絡体制の確認 必ず、いつでも電話が取れるようお願いします。

(緊急の場合はラインにて一斉に連絡します。また、連絡名簿を確認の上、連絡をお願いいたします。)

★地域との連絡を図る (医療機関)

★避難訓練を行う

★救護用品の常備設置及び点検 お水・簡易トイレ・お菓子

○事業所利用中

地震を感じたら、利用者を誘導し身近な道具を使って頭部を保護し、テーブル等の下に身を隠すか、倒れそうなものの近くから離れて状況を待つ。外に飛び出さない。電気プラグを抜く。

○送迎の最中

ハザードランプを点灯し、減速の上、駐車空間があれば停止して、事業所責任者と連絡をとる。

必要に応じ避難行動 (屋外への避難も含む) をとり、利用者の安全を確保したうえで保護者に連絡をとる。

(電話回線がパンク状態になり繋がりにくい際は【災害伝言ダイヤル171】活用) 送迎が困難な場合は事業所内、もしくは近隣の避難所へ避難する。その際は事業所のドア等にどこに避難しているか貼り紙をしておく。

○在宅時・在校時

基本的に事業所での受け入れはできない。

安全面を踏まえ学校への迎え、自宅送迎も行わない。

○緊急避難場所

放課後等デイサービス KATATSUMURIの避難場所

☆鴻之台3号公園 (かぼちゃ公園)

☆名張市情報交流センター

火災発生時の対応 火災発生時、円滑な行動がとれるように役割を決めておくことが重要。

☆通報手順

- ・ 火事・又は救急の伝達
- ・ 場所 (住所及び目印となる物)
- ・ 状況 (火災の場所及び消化状況及びけが人、逃げ遅れの有無) ・ 電話番号及び連絡者

☆初期消火

・消火器や水バケツで消化できるのは、天井に火が届く程度の火災であり、それ以上の火災については人命に係るため、消火している者も非難する。

☆避難場所

- ・第1避難場所 鴻之台3号公園（かぼちゃ公園）
- ・広域避難場所 名張市情報交流センター

☆緊急連絡先

消防署 119
警察署 110
行政機関 名張市障がい者子ども部 0595-63-7591

☆児童に関する書類（ケガ等で万が一救急搬送しなければならないときに必要になる）

- ・住所、氏名、年齢（生年月日）保護者の緊急連絡先
- ・障がい名や持病（特に持病がある児童は詳しく記載）
- ・かかりつけ医

気象に関する事

特別警報について

- ・午前7時30分時点で暴風警報が発令され、午前9時までに警報が解除されない場合は午前のサービスを中止する。
- ・13時30分（土曜・祝日は12時30分）時点で暴風（特別警報）が発令されていて、15時（祝日は14時）までに特別警報が解除されない場合は午後のサービスを中止する。
- ・午前7時30分～9時、午後13時30分（土曜・祝日は12時30分）～15時（祝日は14時）の間に特別警報が解除された場合は、解除の2時間後から活動を開始する。（送迎の時間は解除後に保護者へ連絡）

★その他の警報に関しては、状況により判断して保護者に連絡する。（大雨、洪水、暴風雪、地震警戒宣言等）

感染症対応マニュアル

感染症

予防の基本

1、手洗い・うがい

登所時、外出の後、排泄後、調理、食事前等は念入りに洗う習慣をつける

2、咳チケット

- ・咳やくしゃみを人に向けて発しない。
- ・マスクがない時に咳やくしゃみが出そうな時は、ハンカチやタオル等で口を覆う。
- ・素手で咳やくしゃみを受け止めた時は、すぐに手を洗う。

インフルエンザ

症状

感染後1～4日間（平均2日）の潜伏期間を経て突然の高熱が出現し、3～4日間続く。

全身症状（倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）を伴い呼吸器症状（咽頭痛、鼻水、咳）があり、おおよそ1週間の経過で軽快する。

また、実際は感染しているのに、全く症状のない不顕性感染症例や本人も周囲も単なる風邪としか認識していない軽症例の存在するため、特に職員も注意が必要。

予防法

- ・発症している利用者の利用を控えてもらうこと。
- ・インフルエンザウイルスは体外に排出されると数時間で死滅。また、アルコール消毒も効果が高い。

新型コロナウイルス感染症

症状

- ・発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが特徴。

飛沫感染と接触感染により感染する。

☆飛沫感染

感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出

別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染

※感染を注意すべき場面としては、屋内などお互いの距離が十分に取れない状況で一定時間いるとき。

☆接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえる。その手で周りの物に触れてウイルスが付く。別の人があるものに触ってウイルスが手に付着。その手で口や鼻を触って粘膜から感染。

※主な感染場所としては、電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチ等

新型コロナウイルスに感染しないようにするために

まずは、石鹸で手洗い、うがい、消毒をする。

咳などの症状がある人は、咳エチケット（マスク）を行う。また、持病がある場合は石鹸で手を洗う等のほかに加え、公共交通機関や人混みの多い場所を避ける等、より一層の注意が必要。

- 1, 外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前にはこまめに手を洗うことを徹底する。
- 2, 普段から十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高めておく。
- 3, 適度な湿度を保つため、乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度を保つ。

次の症状がある場合は「相談窓口」へ

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

伊賀保健所 相談窓口 0595-24-8050

ノロウイルス

症状回復後も感染力を有していることや、回復に時間を要する感染症であることを踏まえ、嘔吐や下痢の症状が治まり、普段の食事ができるまでの利用は極力控えてもらう。また、流行期間中の前日に嘔吐や下痢症状があった場合の利用も可能な限り控えてもらうこと。

※いずれの場合も感染拡大を防ぐために、医師において感染の恐れがないと診断を受けるまでは、できる限り利用を控えてもらう。